監　査　報　告　書

令和５年５月２５日

学校法人　　黒　木　学　園

理事長　　黒　木　雄　太　殿

学校法人　　黒　木　学　園

監　事　内田勝清　㊞

監　事　後進 旺行　㊞

私たちは、学校法人黒木学園の監事として、私立学校法第３７条第３項に基づいて同学園の令和４年度（令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表）並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準（文部省令第１８号）に準拠しており、学校法人黒木学園の令和５年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

以上